

第 29 回北海道シニアソフトテニス大会
兼
第 30 回全国健康福祉祭北海道予選大会
開 催 要 項

1	日 時	平成 29 年 5 月 20 日（土） 受付終了：8 時 30 分 受付終了後開会式
2	会 場	札幌円山庭球場（札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地）人工クレートコート Tel (011)641-3015
3	主催・共催	（社福）北海道社会福祉協議会、北海道ソフトテニス連盟
4	主 管	北海道ソフトテニス連盟生涯スポーツ推進委員会、札幌ソフトテニス連盟
5	後 援	北海道、札幌市、（公財）北海道体育協会
6	種 目	<p>（1） 全国健康福祉祭（ねんりんピック）北海道予選大会 ★ 政令指定都市（札幌市民）の方は出場出来ません ① 男子の部：昭和 33 年 4 月 1 日以前に生まれた者 ② 女子の部：昭和 33 年 4 月 1 日以前に生まれた者 ③ ミックスの部：男子は昭和 23 年 4 月 1 日以前に生まれた者 女子は昭和 33 年 4 月 1 日以前に生まれた者 ※ 各種目の優勝組を全国大会出場選手として選考します。</p> <p>【表彰】 各種目 3 位まで表彰するが、参加ペア数により、変更する場合がある。</p>
7	大会使用球	ケンコーボール
8	競 技 方 法	<p>（1）「全国健康福祉祭（ねんりんピック）北海道予選大会」の予選リーグ又はトーナメントを先に行い、上位ペアで決勝リーグを行う。荒天時は、すべてトーナメントによる場合もある。（北海道シニア大会（旧北海道高齢者大会）及び日本スポーツマスターズ北海道予選会該当の各種目については、6 月 11 日に実施する。）</p> <p>（2）7 ゲームマッチ</p> <p>（3）ルール等は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下、日連という）ソフトテニスハンドブックによる。</p> <p>（4）参加申込が 4 ペア未満の種目は、原則実施しない。</p>
9	参 加 資 格	<p>（1） 60 歳以上（昭和 33 年 4 月 1 日以前生まれ）の者</p> <p>（2） 日連公認審判員制度の有資格者であること。</p> <p>（3） 各支部からの参加申込みであること。</p> <p>（4） <u>「全国健康福祉祭（ねんりんピック）北海道予選大会」に出場する者は、平成 29 年 9 月 9 日（土）～11 日（月）に秋田県大館市で開催される「第 30 回ねんりんピック 2017」に参加する意思を有する者であること。</u></p>
10	申 込 期 限	平成 29 年 4 月 20 日（木） 道連必着（事務局開局時間内）
11	参 加 料	<p>（1） 参 加 料 各大会 1 ペア 3,500 円（平成 29 年度日連会員登録制度登録予定者）※日連会員登録制度未登録者（平成 29 年度の登録を予定していない者）は、一人につき、2,000 円の参加料を加算する。</p> <p>（2） 納入方法 支部で取りまとめ、下記の口座に振り込むか、現金書留で郵送すること。（申込期限厳守）</p>

		<p>【郵便振替口座番号】 02760-4-7927</p> <p>【加入者名】 北海道ソフトテニス連盟</p>
12	申込方法	<p>所定の申込書に必要事項(技術等級・審判等級・日連登録番号を含む)を記入のうえ、参加料を添えて、各支部経由で、下記へ申込みすること。(申込期限厳守)</p> <p>〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内 北海道ソフトテニス連盟事務局 TEL050-5501-8761 Fax011-820-1730 メール info@hokkaidosofttennis.com</p>
13	参加選手 留意事項	<p>(1) 所定の時刻までに受付を完了し、開会式には、必ず出席すること。</p> <p>(2) 日連指定のゼッケンを着用し、四隅を止めること。</p> <p>(3) ラケット(公認マーク添付)、シューズ、ユニフォームは、日連が公認したメーカーの製品を使用(着用)し、当該年度の日連の「ユニフォーム等の着用基準」を遵守すること。ただし、<u>本大会はウェアに関する特例を適用するとともに日連が公認したメーカーの単色のロングスパッツ着用を認める。</u></p> <p>(4) 日連会員登録証(登録会員)、公認審判員ワッペン及びイエローカードを携帯し、審判を担当するときは、原則ワッペンを左胸に着用すること。</p> <p>(5) 優勝者は必ず〔持ち回り優勝杯〕を持ち帰り、次年度の大会時に整備のうえ、責任を持って返還すること。</p> <p>(6) 主催者は紛失その他の事故については、一切の責任は負いません。</p> <p>(7) 大会中の傷害については、傷害保険に加入するが、それ以外の責任は負わないため、参加者は予め健康診断を受けるなど、健康は各自で責任を持って管理すること。</p> <p>(8) 健康保険証、後期高齢者被保険者証を必ず持参すること。</p>